

◎新潟県告示第889号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成24年7月10日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 起業者の名称

燕市

2 事業の種類

燕市総合文化センター駐車場整備事業（保全事業を含む）

3 起業地

(1) 収用の部分

燕市水道町一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

燕市総合文化センター駐車場整備事業（保全事業を含む）（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、平成23年度繰越明許費の平成24年度繰越額により予算措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

燕市では3市町の合併により、燕市総合文化センターへの来場範囲が広域になったことに加え、現在燕市総合文化センターを市の生涯学習推進計画に基づく学習エリアとして位置づけ、各種公民館事業、青少年教育事業及び文化事業を展開していることから、車での来場者が増加し、駐車場の不足が生じることとなったため、近隣の民間会社の駐車場を借りて対応していたものの昨年からは使用できなくなった。

そのため路上駐車や近隣施設への無断駐車が増加し、地域住民からの苦情が燕市に寄せられている状況である。

本件事業の実施により、燕市総合文化センターの駐車場に隣接している土地及び既設駐車場の借地部分を収用して市有地部分の駐車場と併せて造成し、新たに駐車場の線引きを行うことで駐車可能台数を増やし、駐車場不足の解消、利用者の利便性及び周辺地域の生活環境の保全等を図るものである。

本件事業の施行による駐車台数の増加により、騒音や排気ガス等の増加が懸念されるが、起業地周囲は三方を土手、農地及び竹林に囲まれており、宅地と隣接していないことから、近隣住民への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地内は、鳥獣保護区域外であり、また、文化財保護法による文化財は存在しないことを燕市で確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、駐車場として使用可能と思われる候補地を3箇所選定し、利用者の利便性、駐車場の管理、事業費等を総合的に比較検討した結果、他の2候補地が既設の駐車場と離れた場所にあることから、燕市総合文化センターの隣接地及び既設駐車場の一部借地を整備する本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように、昨年からは駐車場が減少したことにより、路上駐車や近隣施設への無

断駐車が増加し、地域住民からの苦情や地元自治会等から駐車場の拡張を求める意見が寄せられ、また市内文化団体で構成する燕市文化協会からも駐車場拡張の要望書が提出されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

燕市役所 燕庁舎